

# 滋賀県暴力団排除条例 Q & A

## Q1 「暴力団事務所」とは、どのような場所をいうのですか？

A 暴力団事務所とは、「暴力団の活動の拠点である施設または施設の区画された部分」をいいます（第2条第5号）。

暴力団の活動の拠点となっていれば、マンションの一室が事務所である場合だけでなく、組長の住居として使用されている建物であったとしても、応接間等の区画された部分が暴力団の各種会議に使用されるなど暴力団の活動の拠点と認められれば、その区画された部分も「暴力団事務所」に該当します。

## Q2 第6条の「暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」とはどのような者をいうのですか？

A 「暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者」について、何をもって「密接な関係がある」と認定するかは個別に検討を要します。

例えば、次のような事業者が該当します。

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員の家族が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- 不正に財産上の利益を得るため、または債務の履行を強要するため、暴力団又は暴力団員を使用する事業者
- 暴力団又は暴力団員に対して、不当に金銭等財産上の利益を供与する事業者
- 暴力団又は暴力団員と知りながら、これを不当に利用する事業者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者（Q3を参照）

## Q3 「暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している」とは、どのような場合をいうのですか？

A 社会的に非難されるべき関係については、一般社会において、関係を継続することが適切ではないと考えられるもので多種多様であるといえます。

例えば、次のような関係が該当します。

- 相手が暴力団員であることを分っていながら、その主催するゴルフコンペに参加する。

- 暴力団が主催する宴会であることを知っていながら出席する。
- 誕生日会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している。

Q 4 「暴力団員と密接な関係を有する」場合、何らかの不利益を受けることがありますか？

A あります。

行政機関や暴力団排除活動に取り組んでいる事業者と締結する各種の契約において、排除の対象となる場合があります。

Q 5 暴力団排除活動を行う場合に、身の安全はどのように守ってもらえるのですか？

A 第7条で、暴力団排除活動を行ったことなどにより、暴力団から危害を加えられるおそれがある方に対しては、警察官による警戒活動を行うなどの保護措置を講ずることを規定しております。

暴力団による危害が及ぶ可能性がある場合、その程度に応じて必要な措置を講じ、県民及び事業者の方々が安心して暴力団排除活動を行えるように万全を期していきます。

Q 6 どのような行為が、第14条第1項で禁止される利益供与に当たるのですか？

A 第14条1項で禁止されている「利益供与」は、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者が受取人として指定した者に対して、

- 暴力団の威力を利用する目的で（第14条第1項1号）
- 暴力団の威力を利用したことの見返りとして（第14条第1項第2号）

金銭やその他の利益の供与を行うことをいいます。

例えば、次のような場合が該当します。

- 事業者が、トラブル防止や揉め事が起こった場合に、暴力団に解決を依頼するための用心棒代等の名目で金銭を支払った場合（第1号）
- 建設業者が、工事の際、暴力団に地元対策費として金銭を支払った場合（第1号）
- 事業者が、暴力団に事業に関するトラブルを解消してもらった見返りとして金銭を支払った場合（第2号）

違反者に対しては、違反行為の是正を求める「勧告」や、違反行為が是正されなかった場合に事実を「公表」といった行政措置がなされる場合があります。

**Q 7** どのような行為が、第14条第2項で禁止されている相当の対償のない利益供与にあたるのですか？

- A 第14条第2項で禁止されている「相当の対償のない利益供与」は、  
暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者やこれらの者が受取人として指定した者に対して、「暴力団の活動又は運営に協力する目的」で、適正・妥当と認められる程度の料金支払いやその他の見返りがないにもかかわらず、利益の供与を行うこと

です。

例えば、次のような場合が該当します。

- 飲食店が、暴力団の忘年会や会合等と知りながら、格安の料金で利用させた場合
- ホテルの支配人が、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を無料もしくは格安の料金で貸し出した場合
- 駐車場管理会社が、暴力団組織に対して無料もしくは格安の料金で駐車場を提供した場合

暴力団員等や暴力団員等が受取人として指定した者に対して、暴力団の活動を助長したり、運営に協力する目的で、このような「相当の対償のない利益の供与」をした場合には、第14条第2項違反となります。

違反者は、Q11の第14条第1項違反と同じく、行政措置である「勧告」や「公表」の対象となります。

**Q 8** どのような行為が、第14条第3項で禁止されている利益供与に当たるのですか？

- A 第14条第3項で禁止されている「利益供与」は、  
事業者が、暴力団の活動を助けたり、暴力団の運営に有利になるであろうということを知りながら、ある一定の利益の供与をすること

です。

これは、事業者が暴力団員に対し利益の供与をすることで、それに見合った料金を受け取るといった通常取引となるような「相当の対償」がある場合であっても該当します。

例えば、次のような場合が該当します。

- 印刷業者が、暴力団組織で出す年賀状や挨拶状、暴力団員の名刺を印刷する場合
- ホテルの支配人が、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を正規の料金で利用させる場合

第14条第2項と第3項は、いずれも利益の供与をすることで暴力団の活動や運営上

において有利となるという点では同じですが、「相当の対償の有無」という点において違いがあります。

また、第2項が違反者に対する「勧告」「公表」といった行政措置があるのに対して、第3項にはこのような行政措置はありません。

ただし、次のような場合は第14条で禁止されている利益の供与には当たりません。

- 食料品等の日常生活に必要な物品の買い物等暴力団活動とは全く無関係と認められる場合
- 水道水の供給等、法令上の義務として行われる行為

**Q9 事業者は、契約する場合には、必ず契約の相手方が暴力団員であるかどうかを確認しなければならないのですか？**

A 必ず確認するように義務付けているものではなく、確認を怠ったからといって条例違反となるものではありません。

条例では、書面により締結する契約が「暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める」場合に、事業者は契約の相手方が暴力団員でないかを確認するよう努める旨を定めています（第15条第1項）。

**Q10 どのような契約でも相手方の確認をするべきですか？**

A いいえ。日常生活での一般的な買い物まで確認する必要はなく、全ての契約を対象としているわけではありません。

例えば、スーパーやコンビニで日用品を売買する場合などは、あえて相手方の確認をするよう求めるものではありません。

**Q11 契約する場合に、契約の相手方が暴力団員であるか否かを確認する方法について教えてください。**

A 事業者の方が、各種契約の締結に際して、相手が暴力団関係者であるか否かを確認する手段として、次のような方法があります。

(1) 新聞、テレビ等の活用

新聞、テレビ等には暴力団関係の事件情報が掲載、放映されますので、日頃からこのような情報に関心を持っていただき、情報を収集していただくようお願いします。

また、条例では、利益供与違反などで「勧告」を受けたにもかかわらず、更に悪質な利益供与を繰り返した場合に、利益供与をした事業者と利益を受けた暴力団員等を「公表」することとしていますので、今後は、こうした情報についても、滋賀県公報や滋賀県警察ホームページで確認するようにしてください。

## (2) 警察への相談

警察では、暴力団との関係遮断を図るなど暴力団排除活動に取り組まれている事業者の方からの相談を受け付けております。

警察が保有する情報については、個々の相談内容に応じ、事業者の方と面談して情報管理や暴力団排除への取り組みを確認のうえ、提供することができる場合があります。詳しくは、警察本部組織犯罪対策課、最寄りの警察署又は滋賀県暴力団追放推進センターにお問い合わせください。

## Q12 契約する場合には、必ず契約書に暴力団排除条項を設けなければならないのですか？

A 暴力団排除条項とは、契約から暴力団の介入を排除するために契約書面に定める特約条項のことです。可能な限り契約書面に暴力団排除条項を盛り込むように努めてください。

具体的には、契約書面の中で

- 暴力団員を契約の相手方としない
- 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合は、催告することなく契約を解除することができる

といったことを定め、暴力団排除条項を契約書に盛り込むことで

- 暴力団員に対し契約の申込みをけん制できる
- 契約後でも、相手方が暴力団員と判明した場合には、契約解除の有効な手段となる

などの効果があります。

条例では、事業者が「その行う事業に関し書面による契約を締結しようとする」場合において、暴力団排除条項を書面に定めるよう努める旨を規定しています（第15条第2項）。

これについても、Q9と同様、書面により締結する全ての契約について暴力団排除条項を定めなければならないというものではありません。

## Q13 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合に「催告することなく契約を解除することができる」ようにするためには、どのようにすればよいのですか？

A 契約後に契約の相手方が暴力団員であることが分かった場合には、その契約を解除することができるように、契約書に暴力団排除条項を設けて下さい。そうすれば、後に相手方が暴力団員であると判明したときに、催告することなく契約を解除することができます。

さらに、暴力団排除条項とあわせて、契約する際に契約の相手方から、自己が暴力

団員でないことを表明する誓約書をとるなど、暴力団員でないことの確約を書面で得ておけば、契約を解除することが更に容易なものとなります。

「誓約書」は、相手方から現在又は将来にわたって、「自分は暴力団員ではないこと」、「暴力団との関係がないこと」及び「暴力的な要求行為等を行わないこと」を誓約させるものです。

**Q14 不動産や建設請負の取引について、第17条、第18条や第19条で禁止されているのはどのようなものですか？**

A 条例では、不動産取引や建設工事の請負に関して

- 暴力団事務所として使用されることとなることを知っていながら、アパートの賃貸契約や不動産売買の取引やその仲介を行う（第17条第1項、第18条第1項）
- 暴力団事務所として使用されることとなることを知っていながら、新築、補修やリフォームなどの建設工事を請負う（第19条第1項）

などといったことを禁止しており、悪質な違反者に対しては「勧告」や「公表」といった行政措置が行われる場合があります。

**Q15 事業者が法人である場合、当該事業者の従業員が利益供与違反をしたときに、誰が公安委員会から「勧告」を受けるのですか？**

A 事業者とは、事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人を言います。したがって、事業者が法人であり、その法人に勤務する従業員が利益供与違反をした場合は、当該法人の代表者に対して「勧告」が行われることとなります。

ただし、各支店や各営業所等がそれぞれの責任と判断において行っている事業に関して、利益供与違反が行われたときについては、これらの責任者に対して、「勧告」が行われる場合もあります。

例えば、

支店長が、管理している支店の敷地の一部を、自身の判断で暴力団が運営している露店に無料で貸し出した場合には、支店長に対して「勧告」が行われます。

**Q16 「勧告」や「公表」はどのように行われるのですか？**

A 「勧告」については、滋賀県公安委員会が勧告の相手方である違反行為者に対して違反行為の是正を求めることが記載された「勧告書」を出すことによって行われます。

「公表」については、

- 条例に違反したことで「勧告」されたにも関わらず、正当な理由もなくこれに応じない場合
  - 条例違反の容疑により、公安委員会から説明を求められたり、資料の提出の要求を受けたにも関わらず、正当な理由もなくこれに応じない場合
  - 条例違反の容疑により、公安委員会から説明や資料の提出の求めを受けた者が、虚偽の説明や資料の提出をした場合
- に行われ、滋賀県公報や滋賀県警察ホームページにおいて
- 公表の原因となる事実（違反や勧告の内容及び説明や資料の提出を求められた理由）
  - 氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地）が掲載されます。